赤穂市告示第５４号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道の路線を認定したので、同法第９条の規定により公示する。

なお、その関係図面（別添）は、本市建設部土木課において、本日から２週間一般の縦覧に供する。

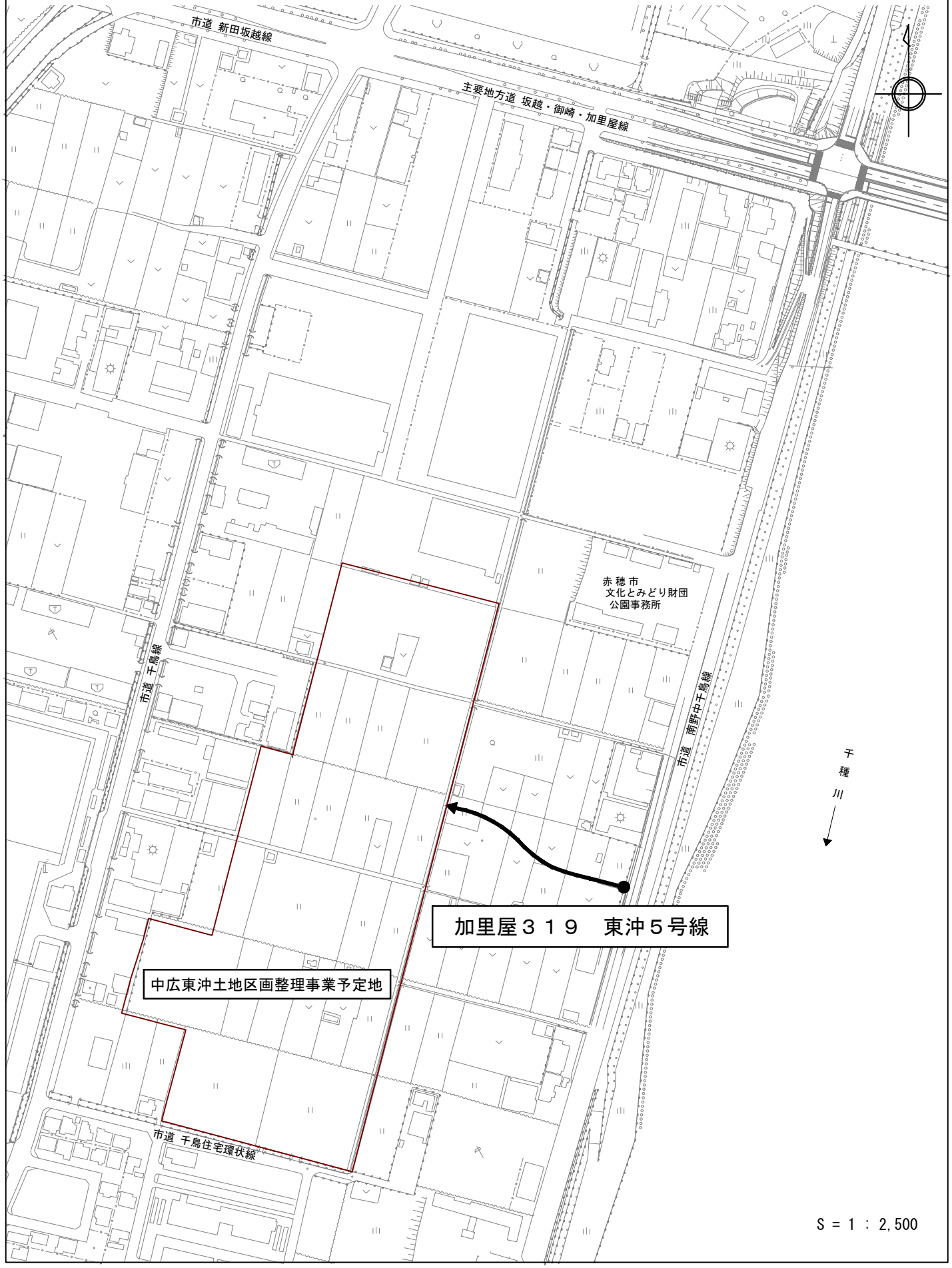
令和８年１０月２１日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

記

路線番号	路　線　名	区　　間		幅員m	延長m	摘　　要
加里屋319	東沖5号線	起点 終点	赤穂市中広字東沖1468番5地先 赤穂市中広字東沖1472番1地先	9.0	119.0	中広東沖土地区画整理事業予定地への接道による

市道路線の認定位置図


市道 新田坂越線
主要地方道 坂越・御崎・加里屋線
赤穂市
文化とみどり財団
公園事務所
市道 千鳥線
市道 南野中千鳥線
千種川
加里屋３１９　東沖５号線
中広東沖土地区画整理事業予定地
市道 千鳥住宅環状線
S = 1 : 2,500